

保護者様

県立西脇工業高等学校長

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に係る治癒報告書について(依頼)

表記の件について、保護者様が本紙の下欄に必要事項を記入していただき、生徒が登校する日に必ず提出してください(生徒に本紙を持って登校させてください)。

- ・インフルエンザによる出席停止期間 * 詳細は裏面を参照ください
「発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日間を経過し、かつ、解熱した後2日間を経過するまで」
- ・新型コロナウイルス感染症による出席停止期間
「発症した後（発症の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」
新型コロナウイルス感染症の出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されています

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に係る治癒報告書

県立西脇工業高等学校長 様

提出日：令和 年 月 日

年 科 組 番 生徒名

保護者名 ㊞

診断名 *当てはまる方に○をつけてください	・インフルエンザ（ ）型 ・新型コロナウイルス感染症
受診した医療機関名	
出席停止の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
出席停止の指示を受けた年月日	令和 年 月 日

添付書類 医療機関発行の処方薬の説明書(生徒の名前と日付が記載されたもの)

[学校使用欄]
担任は、生徒登校初日に本書類と添付書類を受け取り、当日中に原本を保健室に、コピーを教務部に提出してください。

(参照)

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症による出席停止期間について

学校保健安全法施行規則により、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準は次のように定められています。

・インフルエンザ

「発症した後（発症の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日間を経過するまで」登校できません。

発症後、最低5日間は登校不可								
発症当日 (0日目)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日以内 ※登校不可	登校可能		
発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目 ※登校不可	解熱後 2日目 ※登校不可	登校可能

・新型コロナウイルス感染症

「発症した後（発症の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」登校できません。新型コロナウイルス感染症の出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されています

発症後、最低5日間は登校不可								
発症当日 (0日目)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発熱等	発熱等	軽快後 1日目	発症後 5日以内 ※登校不可	発症後 5日以内 ※登校不可	発症後 5日以内 ※登校不可	登校可能		
発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	軽快	軽快後 1日目 ※登校不可	登校可能	

※症状により、医師が感染の恐れがないと認めたときは、この限りではありません。